

松山市道後温泉本館等 指定管理者募集要項

道後温泉本館・道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯

松山市道後温泉駐車場（冠山駐車場）・松山市道後温泉祝谷
東町駐車場

※松山市道後温泉駐車場には空の散歩道（東屋・足湯・更衣ブース）を含む

※道後温泉本館は、令和6年7月中から本指定管理業務を含む

道後温泉本館等 指定管理者 募集要項

松山市では、道後温泉本館、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉及び椿の湯、松山市道後温泉駐車場（冠山駐車場）、松山市道後温泉祝谷東町駐車場（以下道後温泉本館等という）の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）を広く公募し、公正・公平かつ安定した管理業務・利用促進とサービスの向上及び経費の縮減について創意工夫のある提案を募集します。

1. 施設の概要

(1) 道後温泉本館

①名称	道後温泉本館（※1）					
②所在地	松山市道後湯之町 5-6					
③設置目的	明治27年（1894年）に改築された公衆浴場であり、数度の増改築を繰り返しながらも建築当時の姿を留めている。平成6年には国の重要文化財に指定された。					
④規模等	土地 敷地面積：1,546.86 m ² 建物 木造3階建（一部 鉄筋コンクリート造） 延床面積：1620.26 m ²					
⑤供用開始（現建物）	神の湯本館 明治27年 又新殿・霊の湯棟 明治32年 南棟 大正13年					
⑥供用時間	6時～23時（札止：22時30分）※コースにより異なる（p.10参照） （6.施設管理の基準等を参照）					
⑦休業日	1年に1日臨時休館日あり（館内大掃除日）（※2）					
⑧利用状況（浴場）	浴場(人)					
		霊の湯3階席	霊の湯2階席	神の湯2階席	階下	本館合計
	R2年度	/			173,641	173,641
	R3年度				115,099	115,099
	R4年度				185,773	185,773
	【参考】					
		霊の湯3階席	霊の湯2階席	神の湯2階席	階下	本館合計
	H28年度	47,573	64,598	107,304	583,785	803,260
	H29年度	48,333	62,872	100,138	590,180	801,523
	H30年度	36,956	47,755	72,278	532,898	689,887
H31年度	/			487,844	487,844	
※平成31年1月15日から霊の湯3階・2階、神の湯2階は休業し、階下のみでの営業。 ※令和2年度、3年度は感染症拡大防止のため休館日あり。 又新殿 令和3年度：3,289人、令和4年度21,779人 ※令和4年1月20日から又新殿での営業再開 【参考】 平成28年度：27,752人、平成29年度28,451人、平成30年度24,710人 ※平成31年1月15日から又新殿休業						

(2) 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉

①名称	道後温泉別館 飛鳥乃湯泉
②所在地	松山市道後湯之町 19-22
③設置目的	道後地域の新たな観光誘客施設として、主に観光客の利用を目的とした公衆浴場として設置。

④規模等	土地 敷地面積：3,127 m ² (椿の湯の敷地面積を含む) 建物 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階、地上2階建、 他2棟(回廊) 延床面積：1,604.34 m ²																							
⑤供用開始 (現建物)	平成29年9月26日																							
⑥供用時間	6時～23時(札止：22時30分) ※コースにより異なる(p.10参照) (6.施設管理の基準等を参照)																							
⑦休業日	1年に1日臨時休館日あり(館内大掃除日)(※2)																							
⑧利用状況	浴場(人)																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2階 特別浴室</th> <th>2階 個室</th> <th>2階 大広間</th> <th>1階 浴室</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>2,508</td> <td>4,975</td> <td>10,094</td> <td>84,075</td> <td>101,652</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>2,409</td> <td>5,059</td> <td>10,016</td> <td>96,586</td> <td>114,070</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>4,468</td> <td>10,079</td> <td>22,183</td> <td>209,295</td> <td>246,025</td> </tr> </tbody> </table>		2階 特別浴室	2階 個室	2階 大広間	1階 浴室	合計	R2年度	2,508	4,975	10,094	84,075	101,652	R3年度	2,409	5,059	10,016	96,586	114,070	R4年度	4,468	10,079	22,183	209,295
	2階 特別浴室	2階 個室	2階 大広間	1階 浴室	合計																			
R2年度	2,508	4,975	10,094	84,075	101,652																			
R3年度	2,409	5,059	10,016	96,586	114,070																			
R4年度	4,468	10,079	22,183	209,295	246,025																			
⑧利用状況	【参考】																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2階 特別浴室</th> <th>2階 個室</th> <th>2階 大広間</th> <th>1階 浴室</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>2,304</td> <td>5,545</td> <td>16,322</td> <td>107,045</td> <td>131,216</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>4,189</td> <td>10,706</td> <td>27,379</td> <td>155,798</td> <td>198,072</td> </tr> <tr> <td>H31年度</td> <td>4,491</td> <td>10,943</td> <td>30,094</td> <td>177,042</td> <td>222,570</td> </tr> </tbody> </table>		2階 特別浴室	2階 個室	2階 大広間	1階 浴室	合計	H29年度	2,304	5,545	16,322	107,045	131,216	H30年度	4,189	10,706	27,379	155,798	198,072	H31年度	4,491	10,943	30,094	177,042
	2階 特別浴室	2階 個室	2階 大広間	1階 浴室	合計																			
H29年度	2,304	5,545	16,322	107,045	131,216																			
H30年度	4,189	10,706	27,379	155,798	198,072																			
H31年度	4,491	10,943	30,094	177,042	222,570																			
<p>※平成29年9月から営業開始。 ※令和2年度、3年度は感染症拡大防止のため休館日あり。</p>																								

(3) 椿の湯

①名称	椿の湯									
②所在地	松山市道後湯之町19-22									
③設置目的	入浴料金は統制額(※3)の料金とし、主に市民の利用を目的とした公衆浴場として設置。									
④規模等	土地 敷地面積：3,127 m ² (飛鳥乃湯泉の敷地面積を含む) 建物 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：1,553.44 m ²									
⑤供用開始 (現建物)	昭和59年12月15日									
⑥供用時間	6時30分～23時(札止：22時30分)									
⑦休業日	1年に1日臨時休館日あり(館内大掃除日)(※2)									
⑧利用状況	浴場(人)									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>椿の湯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>208,441</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>217,969</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>241,056</td> </tr> </tbody> </table>		椿の湯	R2年度	208,441	R3年度	217,969	R4年度	241,056	
	椿の湯									
R2年度	208,441									
R3年度	217,969									
R4年度	241,056									
⑧利用状況	【参考】									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>椿の湯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>305,358</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>202,306</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>248,490</td> </tr> <tr> <td>H31年度</td> <td>288,055</td> </tr> </tbody> </table>		椿の湯	H28年度	305,358	H29年度	202,306	H30年度	248,490	H31年度
	椿の湯									
H28年度	305,358									
H29年度	202,306									
H30年度	248,490									
H31年度	288,055									

※1 道後温泉本館は令和6年7月中から本指定管理業務に含む。(詳細はおおむね3か月前には松山市が定める。)

※2 臨時休館日は松山市と指定管理者が協議の上、松山市が定める。道後温泉本館と道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯の休館日は別日とする。

※3 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年9月12日厚生省令第38号)に基づき都道府県知事が指定する統制額を示す。

(4) 松山市道後温泉駐車場(冠山駐車場)

①名称	松山市道後温泉駐車場(冠山駐車場)
②所在地	松山市道後湯之町4-30
③設置目的	【駐車場】道後温泉利用者及び道後地区の来訪者の駐車場として供する。 ※【空の散歩道】本館を臨む展望スポット、憩いの空間として設置。
④規模等	【駐車場】構造：平面 敷地面積：3587.3㎡(空の散歩道255.3㎡を含む) 供用台数：100台
⑤供用時間	【駐車場】5時30分～23時30分(泊まり：有) ※【空の散歩道】足湯：6時～21時
⑥休業日	【駐車場】なし ※【空の散歩道】1年に1回(おおむね半日)大掃除による供用中止日を設けている
⑦利用状況	【駐車場】令和2年度：49,280台 令和3年度：50,629台 令和4年度：69,642台

(5) 松山市道後温泉祝谷東町駐車場

①名称	松山市道後温泉祝谷東町駐車場
②所在地	松山市祝谷東町437-1
③設置目的	道後温泉利用者及び道後地区の来訪者の駐車場として供する。
④規模等	構造：平面 敷地面積：1877.57㎡、供用台数：43台
⑤供用時間	24時間営業
⑥休業日	なし
⑦利用状況	令和2年度：18,523台 令和3年度：17,894台 令和4年度：20,919台

2. 申込資格等

(1) 申込資格

次の全ての要件を満たす法人その他の団体であること。なお、複数の法人等で構成するグループも可能としますが、個人での応募は受け付けません。

- ① 実在する団体であること。
- ② 1年以上国内で公衆浴場、その他温浴施設を擁する施設等の運営実績があり、松山市内に事務所を有する団体又は指定管理者として指定以降施設管理開始時まで松山市内に事務所を有する団体であること。

(2) 複数の団体での共同申請

- ① 複数の団体での共同(以下「コンソーシアム」という)により申請する場合は、代表の団体(申請者)を定めてください。代表となる団体は、松山市内に事務所を置き、又は置こうとする団体である必要があります。
- ② コンソーシアムにより、申請する場合、構成する団体のうち少なくとも1団体以上が、1年以上国内で公衆浴場、その他温浴施設を擁する施設等の運営実績があること。(コンソーシアムの代表としての運営実績を含む。)

- ③ 申請受付期間終了後に、代表団体を変更し、若しくは構成団体の全部又は一部を変更すること（特定の構成団体を除外し、又は新たな団体を追加する場合を含む。）は、原則として認めません。
- ④ 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として同じ案件に申請することはできません。
- ⑤ コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成団体として同じ案件に申請することはできません。

（3）申込の制限

応募しようとする団体又は代表者が次の項目に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 松山市及び松山市公営企業局の入札参加資格停止、又は入札参加資格回避の措置を受けている者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められる者。
- ④ 松山市税又は申請時の所在地税（法人市民税・法人事業所税等）、法人税、消費税並びに地方消費税を滞納している者。
- ⑤ 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者（以下「暴力団員等」という。）又はその役員のうちに暴力団員等のある者。
- ⑥ その従業員の中に暴力団員等のある者。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者であること。
- ⑧ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている者。

（4）失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載等があった場合。
- ② 募集要項に違反した場合。
- ③ 公正を欠いた行為があったとして、松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づき、設置された選定審議会（以下「選定審議会という。」）が認めた場合。
- ④ 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにも関わらず期限内に提出されなかった場合。
- ⑤ 正当な理由なく面接審査に応じなかった場合。
- ⑥ 公示の日から協定締結までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- ⑦ その他不正行為があった場合。

3. 申込手続き等

（1）募集要項等の配布

① 配付期間

令和5年7月18日（火）から令和5年9月14日（木）まで
（受付時間：9時から17時まで（土日祝日を除く。））

② 配付場所

松山市道後湯之町4-30

松山市産業経済部道後温泉事務所（冠山事務所）

また、松山市（道後温泉事務所）のホームページからもダウンロードできます。

（松山市ホームページトップ画面の「募集」をご参照ください。）

なお、郵送・FAX等による配布はいたしません。

(2) 事務説明会・現地見学会の開催

事務説明会及び現地見学会（以下、「説明会」という。）を下記のとおり行う予定としております。説明会において、具体的にご説明する内容もありますので、申請を予定している団体はご出席ください。なお、人数を把握するため「説明会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メール又は FAX により、令和 5 年 8 月 10 日（木）17 時まで送付してください。

① 日時

・事務説明会・現地見学会

令和 5 年 8 月 18 日（金） 13 時 30 分から 16 時 30 分（予定）

予備日：令和 5 年 8 月 21 日（月） 13 時 30 分から 16 時 30 分（予定）

・現地見学会（営業時間外に見学いただく場所）

令和 5 年 8 月 18 日（金） 23 時 00 分から 25 時 00 分（予定）

予備日：令和 5 年 8 月 21 日（月） 23 時 00 分から 25 時 00 分（予定）

② 場所

松山市道後公園 1-30 松山市立子規記念博物館 1 階視聴覚室

③ 見学予定施設

道後温泉本館、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉、椿の湯、松山市道後温泉駐車場（空の散歩道を含む）、松山市道後温泉祝谷東町駐車場、配湯施設

※配湯施設は指定管理者が管理する施設ではありませんが、道後温泉の源泉管理の状況や設備管理職員の作業について理解していただくことを目的としています。

④ 参加申込送付先

松山市産業経済部道後温泉事務所（冠山事務所）

T E L : 089-921-5141 F A X : 089-934-3415

E-mail : dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp

⑤ その他

- ・事務説明会・現地見学会は、申込事業者数が多い等の事情があった場合には、松山市が予備日を指定することがあります。開催に係る詳細は、申込者にご連絡します。
- ・原則、現地で説明会を開催する予定ですが、感染症の状況等によっては、Web での開催となる場合があります。
- ・会場の都合で各団体 2 名までの参加とさせていただきます。参加者確認のため名刺をお持ちいただき、受付で提出してください。
- ・現地見学会では、通常施錠されている区域も確認することができますが、管理運営に支障をきたす場合は、お断りすることがありますので、ご了承ください。
- ・現地では道後温泉事務所の担当者がご案内しますが、現地での質問の受付及び回答はいたしませんので、「3.（3）募集に対する質問」に沿って質問してください。

(3) 募集に対する質問

募集要項等の配布資料について質問がある場合は、「質問表」を下記の期限内に、電子メール又は FAX により送付してください。受け付けた質問への回答は、随時ホームページに掲載するとともに、電子メール又は FAX により回答します。原則として電話等を含め、口頭による質問の受付や回答はいたしませんのでご注意ください。

① 質問受付期間

令和 5 年 7 月 18 日（火）から令和 5 年 9 月 1 日（金）まで

② 質問の受付方法

電子メール又は FAX により送付してください。

③ 質問表送付先

3.(2)④参加申込送付先と同じ

※タイトルを【質問】指定管理に統一してください。

(4) 参加意思表明書

申込みを希望する団体等（以下「申請者」という。）は、本申請に先立ち「参加意思表明書」を電子メール又はFAXにより令和5年9月8日（金）17時までに提出してください。（参加意思表明書を提出した申請者は、特段の事情がない限り、本申請をしていただくこととなります。）

① 参加意思表明書送付先

3.(2)④参加申込送付先と同じ

(5) 書類等の提出方法

申請者は、「4. 提出書類の内容」の提出書類の一覧を確認の上、書類等に不備のないようにしてください。

① 申請受付期間

令和5年7月18日（火）～令和5年9月14日（木）まで
（受付時間：9時から17時まで（土日祝を除く。））

② 申請方法

提出書類は、持参してください。

③ 申請先

松山市道後湯之町4-30
松山市産業経済部道後温泉事務所（冠山事務所）

④ その他

- i) 申請受付期間後は、提出書類の変更及び追加は原則としてできません。
- ii) 混雑時は書類確認のため、お待ちいただく場合があります。

(6) 選定方法

- ① 松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づき設置された選定審議会を設置し、選定審議会において、選定の基準に基づいて審査を行います。
- ② 選考は選定基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション・ヒアリング（面接審査）等の審査により行います。
- ③ 評価点の合計が同点の場合は、選定審議会の多数決により選考します。
- ④ 応募者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選定審議会委員の評価点の平均が最低水準点以上であれば特定します。
- ⑤ 応募者のプレゼンテーション・ヒアリング（面接審査）を実施しますが、日時・場所等詳細については後日お知らせします。

(7) 結果の通知

選定結果は、申請者全てに文書で通知するとともに松山市のホームページ等で公表します。

※選定結果の公表の際は、候補者以外の団体名と評価結果が結びつかないよう配慮いたしますが、参加団体が2者のみの場合はこの限りではありませんので、あらかじめご了承ください。

(8) 協定の締結

選定審議会による選定結果を基に、指定管理者の候補者を決定します。その後、議会の議決後に、当該団体を指定管理者に決定します。松山市と指定管理者は、業務を行う上で必要となる詳細事項について協議を行い、協定書を締結します。

なお、候補者が辞退した場合、又は交渉の過程において管理業務を行うことが困難であると明らかになった場合や協議が成立しない場合は、松山市は次点候補者と協議等を行います。

(9) 応募書類の取扱い

- ① 申請者から提出された提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、指定管理者に選定された団体の提出書類については、松山市が指定管理者制度導入による道後温泉本館等の管理業務内容の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用することができるものとします。
- ② 申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- ③ 指定されなかった申請者の提出書類は、指定管理者の指定議決後、返却の申出があれば、1部返却します。
- ④ 申請者の提出書類については、松山市情報公開条例に基づく公開の対象となります。
- ⑤ 提出された提案書等は、必要に応じて複製を作成することがあります。

(10) 申請に係る留意事項

- ① 指定管理者募集に対する申請にあたっては、募集要項等をご確認の上、申請してください。
- ② 提出書類に虚偽の記載等があった場合には、失格とします。
- ③ 申請に係る費用は、全て申請者の負担とします。
- ④ 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めません。ただし、選定審議会から要請のあったものについてはこの限りではありません。
- ⑤ 本プロポーザルは指定管理者候補者の選定を目的とするものであり、協定内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。

4. 提出書類の内容

(1) 提出書類

申込時に下記の書類を提出してください。(用紙の大きさは日本工業規格 A4 を原則とします。) 書類不備があった場合は受付をいたしません。

No	提出書類一覧	提出部数
1	申請書(様式第1号) ※実印を押印すること (コンソーシアムにより申請する場合は、「様式第1号の2」も必要)	1部
2	事業計画書(様式第2号)	7部
3	収支計画書(様式第3号)	7部
4	団体概要書(様式第4号)	7部
5	誓約書(様式第5号)	7部
6	印鑑登録証明書 (申請の日の前1か月以内に作成されたもの)	1部 (原本)
7	登記事項証明書 (申請の日の前3か月以内に作成されたもの)	1部 (原本)
8	完納証明書又は納税証明書(最新分) (申請の日の前3か月以内に作成されたもの)	1部 (原本)
9	消費税及び地方消費税等の納税証明書(最新分)(法人の場合「その3の3」) (申請の日の前3か月以内に作成されたもの)	1部 (原本)
10	直近3事業年度分の財務書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)	7部

1 1	定款・寄附行為又はこれらに類する書類	7 部
1 2	役員名簿	7 部

※コンソーシアムにより申請する場合、No 4～1 2については参加団体分が必要です。

※後日、必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。

※各様式は、ホームページからもダウンロードできます。

(2) 提出ファイル

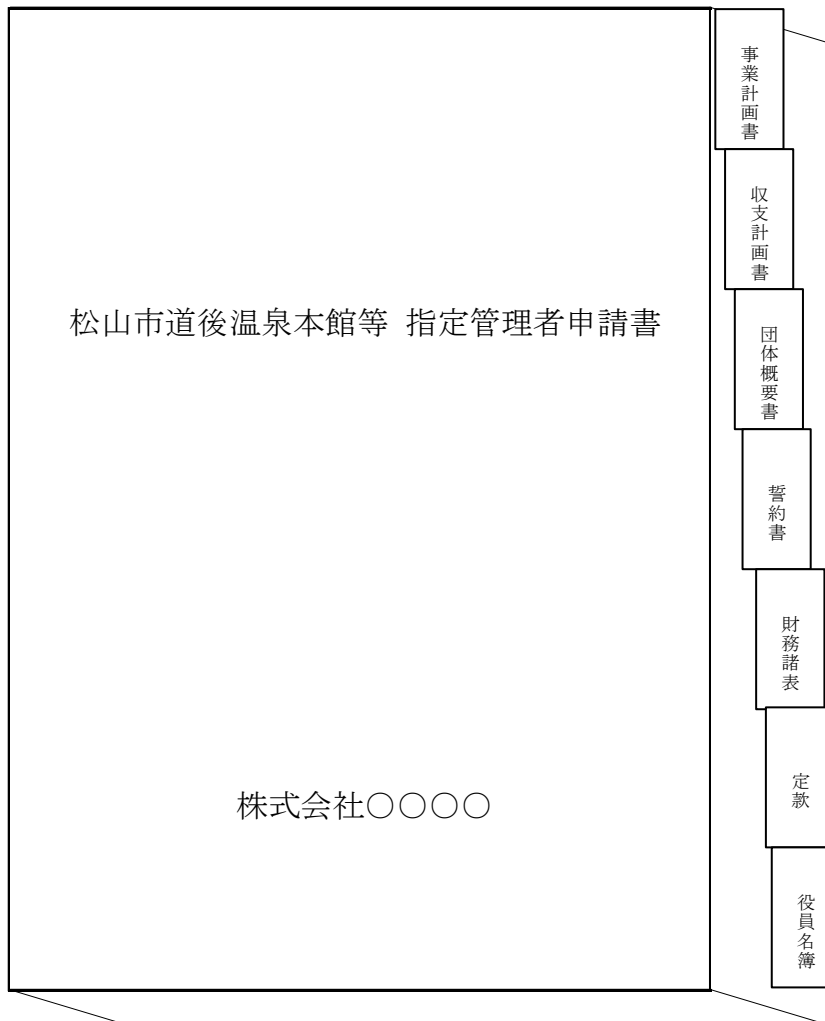
- ① 申請書及び添付書類は、A 4判フラットファイル（紙製）に上記「提出書類一覧」の順番のとおり編冊し、7冊提出してください。
- ② 7冊のうち、1冊のみ提出書類一覧の「No. 2 事業計画書」の上に「No. 1 申請書」を綴じてください。また、「No. 5 誓約書」の後に No. 10 から No. 12 の書類を綴じてください。その後ろにNo.6 からNo.9 の書類を綴じてください。No.6 からNo.9 にインデックスは不要です。
- ③ ファイルの表面及び背表紙に【記入例ア】を参考に、商号等を記入してください。

【記入例ア】

裏面	背表紙	表面
	松山市道後温泉本館等 指定管理者申請書 株式会社 ○○○○	松山市道後温泉本館等 指定管理者申請書 株式会社○○○○

- ④ 【記入例イ】を参考に、各提出書類の初めのページにインデックスを添付してください。

【記入例イ】



5. 選定の基準

指定管理者の選定は、下記の選定基準により採点評価します。

(1) 選定の基準 (※松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第4条)

区分	条例規定	主な内容	配分
Point1 平等な利用の確保	第1号関係	(1) 現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。	10%
Point2 管理経費の縮減 ※人件費とその他管理 経費に区分	第3号関係 第4号関係	(1) 上限額を下回る事となっているか。 (2) 現状のポイントを十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 (3) 配置人員数・内訳(繁忙期を含む)、勤務体制(平常時・緊急時別)等は適正か。 (4) 配置人員の採用方針、指導育成に対する考え方はどうか。 (5) 配置人員の給与その他の勤務条件は適正か。	20%
Point3 利用促進 (収益性の向上)	第2号関係	(1) 現状水準を維持又は向上させることとなっているか。 (2) 道後温泉本館等のテーマやコンセプトを理解し、それを活かす提案となっているか。 (3) 国内外向けの広報活動など、観光地としての誘客促進、施設の利用促進を図る取組みが示されているか。 (4) 現状のポイントを十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。	20%
Point4 サービスの維持・ 向上	第2号関係	(1) 現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。 (2) 現状のポイントを十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。	10%

		(3) 事故等緊急時に迅速かつ的確に対応するため、十分な体制が確保されているか。 (具体例) 利用者ニーズの把握・苦情対応への考え方、機器の故障や事故等緊急時対応策・安全対策・防犯対策、衛生管理	
Point5 経営規模及び能力	第3号関係	(1) 指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。(見込みを含む) (2) 業務遂行上で必要となる専門性等を有しているか。	30%
Point6 公共性・公益性	第5号関係	(1) 公益性に富み、松山市政への参加、地域社会への貢献がなされているか。(見込みを含む。具体例：松山市と災害協定を締結している等) (2) 環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に特筆すべき取組みがなされているか。 (3) 管理業務の一部を再委託する際に、委託先を松山市内事業者とするなど配慮がなされているか。 (4) 松山市内に住所を有する者を雇用するよう配慮がなされているか。	10%

(2) 最低水準点について

最低水準点については各項目(区分)における配分点の4割とし、各項目において各選定審議会委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合は、失格となります。

6. 施設管理の基準等

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)、松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「規則」という。)及びその他関係法令・例規の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければなりません。以下は、条例・規則規定のほか、施設概要を記載しています。

(1) 供用時間・休業日

	道後温泉本館				
	又新殿	神の湯階下	神の湯2階席	霊の湯2階席	霊の湯3階個室
供用時間	9時から17時まで (札止16時30分)	6時から23時まで (札止22時30分)	6時から22時まで (札止21時)	6時から22時まで (札止21時)	6時から22時まで (札止20時40分)
休業日	年間に1日臨時休館日あり (椿の湯・道後温泉別館 飛鳥乃湯泉とは別日)				

	椿の湯	道後温泉別館 飛鳥乃湯泉			
		1階浴室	2階大広間	2階個室	2階特別浴室
供用時間	6時30分から 23時まで (札止22時30分)	6時から23時まで (札止22時30分)	6時から22時まで (札止21時)	6時から22時まで (札止21時)	6時から22時まで (札止20時40分)
休業日	年間に1日臨時休館日あり (道後温泉本館とは別日)				

	松山市道後温泉駐車場(冠山駐車場)	松山市道後温泉祝谷東町駐車場
供用時間	【駐車場】5時30分～23時30分(泊り:有) 【足湯】6時～21時	24時間
休業日	なし ※1年に1回(おおむね半日)大掃除による 供用中止日を設けている	なし

(2) 料金体系

	道後温泉本館				
	又新殿	神の湯階下	神の湯 2 階席	霊の湯 2 階席	霊の湯 3 階個室
一般料金	270 円 (130 円)	460 円 (160 円)	860 円 (420 円)	1,280 円 (630 円)	1,580 円 (780 円)
高齢者等優待 割引料金	なし	なし	なし	なし	なし
団体割引	なし	20 名以上 2 割引 360 円(120 円) 100 名以上 3 割引 320 円(110 円)	20 名以上 2 割引 680 円(330 円) 100 名以上 3 割引 600 円(290 円)	なし	なし
回数券	なし	11 枚綴 4,600 円 (11 枚綴 1,600 円)	11 枚綴 8,600 円 (11 枚綴 4,200 円)	11 枚綴 12,800 円 (11 枚綴 6,300 円)	なし
月受券	なし	15 回 4,800 円 (15 回 1,600 円) 31 回 8,500 円 (31 回 2,900 円)	なし	なし	なし

	椿の湯	道後温泉別館 飛鳥乃湯泉			
		1 階浴室	2 階大広間	2 階個室	2 階特別浴室
一般料金	450 円 (150 円)	610 円 (300 円)	1,280 円 (630 円)	1,690 円 (830 円)	1,690 円/人 (830 円/人) + 2,040 円/組
高齢者等優待 割引料金	「優待割引入浴 証」利用：230 円 (80 円)	なし	なし	なし	なし
団体割引	20 名以上 2 割引 360 円 (120 円) 100 名以上 3 割引 310 円 (100 円)	20 名以上 2 割引 480 円(240 円)	20 名以上 2 割引 1,020 円(500 円)	なし	なし
回数券	11 枚綴 4,500 円 (11 枚綴 1,500 円)	11 枚綴 6,100 円 (11 枚綴 3,000 円)	11 枚綴 12,800 円 (11 枚綴 6,300 円)	なし	なし
月受券	15 回 4,700 円 (15 回 1,500 円) 31 回 8,300 円 (31 回 2,700 円)	なし	なし	なし	なし

※料金等については、松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例に規定する料金とします。(契約期間中に条例改正が行われた場合、条例に基づき料金を変更するものとします。また、上記料金体系に新たな料金が追加される場合があります。)

※() 書きは小人(2歳以上12歳未満)の料金。2歳未満は無料。

※回数券の有効期限は発行日より3か月、月受券は利用開始日より1か月。

※高齢者等優待割引料金については、本人負担分との差額を松山市が負担しています。よって、松山市がその内容を変更する場合はそれに従い、料金等を変更します。

※高齢者等優待割引料金は松山市が発行する「優待割引入浴証」を持参した者に限り対象となります。

※高齢者等優待割引の対象者は松山市に住民登録がある満65歳以上の高齢者、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

※上記料金体系のほか松山市が独自に実施する割引制度や優待制度があります。

※3館(道後温泉本館・道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯)及び2館(道後温泉本館・道後温泉別館 飛鳥乃

湯泉)を周遊する入浴券の導入について、松山市と協議すること。

	松山市道後温泉駐車場(冠山駐車場)	松山市道後温泉祝谷東町駐車場
一般利用	30分/100円	30分/100円
泊り	720円(20時30分～翌8時30分)	なし
その他	本館・飛鳥乃湯泉・椿の湯をご利用の方は、 1時間無料	1時間無料

(3) 利用体系

①各コースの利用体系

	道後温泉本館				
	又新殿	神の湯 階下	神の湯2階席	霊の湯2階席	霊の湯3階個室
利用可能 箇所	又新殿	本館 神の湯浴室	本館 神の湯浴室 神の湯2階休憩室	本館 神の湯・霊の湯浴室 霊の湯2階休憩室・又 新殿	本館 神の湯・霊の湯浴室 霊の湯3階個室休憩室 又新殿
付帯 用品	なし	なし	貸浴衣1枚/人 貸タオル1枚/人	貸浴衣1枚/人 貸タオル1枚/人 貸バスタオル1枚/人	貸浴衣1枚/人 貸タオル1枚/人 貸バスタオル1枚/人

※各コースについては、松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例に規定するコースとします。

(契約期間中に条例改正が行われた場合、条例に基づき変更するものとします。)

※付帯用品については、変更する場合があります。

	椿の湯	道後温泉別館 飛鳥乃湯泉			
		1階浴室	2階大広間	2階個室	2階特別浴室
利用可能 箇所	椿の湯 浴室	飛鳥乃湯泉 1階浴室	飛鳥乃湯泉1階浴室 及び2階大広間休憩室	飛鳥乃湯泉1階浴室 及び2階個室休憩室	飛鳥乃湯泉1階浴室 及び2階特別浴室
付帯 用品	なし	なし	貸浴衣1枚/人	貸浴衣1枚/人 貸タオル1枚/人	貸浴衣1枚/人 貸タオル1枚/人 貸バスタオル1枚/人 貸湯帳1枚/人

※道後温泉本館浴室には、シャンプー、コンディショナー、ボディソープ(石けん)を備え付け、それらの商品は松山市が指定します。

※道後温泉別館 飛鳥乃湯泉 1階浴室には、シャンプー、コンディショナー、ボディソープを備え付け、それらの商品は松山市が指定します。

※椿の湯浴室にはシャンプー等は備え付けないものとします。

※付帯用品及び備え付けについては、変更する場合があります。

②付帯器具の利用体系及び使用料金

i) 道後温泉本館

- ・下 足 箱：無料鍵付
- ・脱 衣 箱：無料鍵付
- ・ドライヤー：無料
- ・按 摩 器：20円または100円

- ・コインロッカー：1回100円

ii) 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉

- ・下足箱：100円コインリターン式
- ・脱衣箱：無料鍵付
- ・ドライヤー：無料
- ・按摩器：なし
- ・コインロッカー（1階、2階フロアに配置）：1回100円または200円
- ・手荷物預かり：1回200円

iii) 椿の湯

- ・下足箱：100円コインリターン式及び無料ロッカー（鍵なし）
- ・脱衣箱：1回10円
- ・ドライヤー：1回10円
- ・按摩器：1回20円または100円
- ・コインロッカー（廊下に配置）：1回100円
- ・手荷物預かり：1回100円

※松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例や松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例施行規則の改正が行われた場合、改正後に合わせるものとします。

※道後温泉本館、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉、椿の湯、いずれも、下足箱や脱衣箱の鍵を紛失した場合は実費を徴収することとします。

(4) 法令等の遵守

管理運営業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守してください。主な関係法令は次のとおりです。

1. 地方自治法（昭和22年法律第67号）
2. 公衆浴場法（昭和23年7月12日法律第139号）
3. 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年9月12日厚生省令第38号）
4. 労働基準法（昭和22年法律第49号）
5. 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
6. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
7. 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
8. 景観法（平成16年6月18日法律第110号）
9. 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
10. 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
11. 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
12. 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
13. 道路法（昭和27年法律第180号）
14. 道路法施行令（昭和27年政令第181号）
15. 駐車場法（昭和32年法律第106号）
16. 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）
17. 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）
18. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
19. 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）（平成15年5月30日法律第57号）
20. 松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第17号）
21. 松山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月27日条例第2号）
22. 松山市情報公開条例（平成12年条例第61号）

23. 松山市行政手続条例（平成 8 年 12 月 24 日条例第 34 号）
24. 松山市駐車場条例（平成 10 年条例第 34 号）
25. 松山市行政財産の使用料徴収条例（昭和 45 年 6 月 22 日条例第 21 号）
26. 松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成 17 年条例第 1 号）
27. その他関係法令・例規

※ これらの関係法令等に改正があった場合は、改正後の内容に基づき業務を行って下さい。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報保護法に基づき、松山市と協議し個人情報保護規定を作成すること。また、作成した同規定に従って、個人情報の取扱いには十分留意し、漏洩、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとします。（懲役などの罰則の対象者となります。）

また、指定管理者は、松山情報公開条例に基づき、保有個人データの開示手続等に関する規定を作成すること。指定管理者は、同規定に従って、個人情報の取扱いには十分留意し、漏洩、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとします。（懲役などの罰則の対象者となります。）

(6) 情報公開

指定管理者は、松山市情報公開条例の趣旨に則って、施設の管理に関する情報の公開を行うに当たり、必要な措置を講じなければなりません。

(7) 文書等の管理・保存

- ① 指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、当該文書等を松山市の指示に従って引き渡すこととします。
- ② 出納関連の事務について監査を行うために必要な場合には、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(8) 守秘義務

指定管理者は、業務の執行にあたって、その職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、指定期間終了後も、同様とします。

(9) 環境への配慮

指定管理者は、廃棄物の適正処理・発生抑制、リサイクルの推進、エネルギーの効率的利用等環境への配慮及び節水への配慮を行うよう努めてください。

(10) 備品の帰属

指定管理者が管理運営業務の経費により取得した物品については、指定管理者と松山市との協議の上、施設の継続的な維持管理に必要なものは松山市に寄附するものとします。

また、道後温泉本館等への寄贈を受けた財産等は全て松山市に帰属するものとします。

なお、取得・拾得物等についても、松山市の基準に基づき処理するものとします。

(11) 事業報告書等の提出

- ① 指定管理者は、次の事項を記載した事業報告書（月次、四半期、年間）を作成し、松山市が定める期日までに、松山市へ提出します。書式等は、松山市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
 - i) 当該施設の管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
 - ii) 当該施設に係る使用料等の収入の実績に関する事項

iii) 当該施設の管理及び運営業務に係る経理の状況に関する事項

iv) その他松山市長が必要と認める事項

- ② 指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。なお、実施時期や項目については、松山市と協議の上、定めるものとします。
- ③ 指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析により、施設管理実績の評価を行い松山市に提出します。なお、実施時期や項目及び書式は、松山市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
- ④ 事業報告書の検査により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、松山市は指定管理者に対して必要な指示を行います。

(1 2) 指定管理者の明示

指定管理者が管理する松山市の施設については、これを利用者に明示するため、当該施設内や案内パンフレット等に、設置者である松山市の名称とともに指定管理者の名称及び連絡先を表示してください。

ただし、指定管理者や指定管理者の関連施設等の広告となるような表示としないようにしてください。

(1 3) 管理業務に対する保険への加入等

施設の管理に不備等があった場合や指定管理者としての注意義務を怠ったこと等により、利用者や第三者へ損害を与えた場合への備えとして、必要な損害保険に加入してください。

(1 4) 租税公課

従業員が100人以上の場合は、事業所税（従業員割）が課税となる場合があります。詳しくは松山市理財部市民税課 法人担当（電話：089-948-6301）までお問い合わせください。

(1 5) 業務の引継ぎ

道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯については、指定管理者は指定管理期間開始までに、現行の指定管理者等から引継ぎを受けてください。上記以外の業務については、主に松山市から引継ぎを受けてください。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とします。

7. 指定管理者が行う業務の範囲及び内容について

(1) 管理業務の範囲及び内容

- ① 道後温泉本館等の運営管理に関する業務
- ② 道後温泉本館等の維持管理に関する業務（重要文化財については、原則松山市の指示のもと維持管理を行う）
- ③ その他松山市長が必要と認める業務

※詳細は、「道後温泉本館等指定管理者管理運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりです。

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までとします。

ただし、指定管理者が松山市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、道後温泉本館は令和6年7月中から本指定管理業務に含みます。（詳細はおおむね3か月前には松山市が定める。）

(3) 管理の費用

- ① 松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例に基づき、徴収した使用料・手数料は、松山市の収入として取り扱います。指定管理者には、施設の管理経費を予算の範囲内で委託料として支払います。
- ② 売店商品については、少なくとも松山市が指定する品目を販売することとします。指定管理者は、販売する商品とその販売額について、事前に松山市の承認を得ることとします。また、指定管理者は、商品を提案することができます。売店売上金は全額指定管理者の収入として取扱います。毎年度、売店商品に関する契約を指定管理者と松山市で締結し、指定管理者が毎月の売店売上金額を報告します。売店売上金額に契約で定める売上手数料率を乗じた金額を、毎月、指定管理者は松山市の指定する口座に納入することとします。また、指定管理の業務範囲には売店商品販売業務を含みます。売上手数料率については、おおむね下記に示す通りとします。

品目	売上手数料率
入浴用品	おおむね 35% ※両者協議の上決定
飲料物	おおむね 20% ※両者協議の上決定
レンタル商品	おおむね 70% ※両者協議の上決定
その他	おおむね 30% ※両者協議の上決定

【参考】現在の売店販売商品一覧

※令和5年6月1日現在

館	商品名	仕入価格 (税込) 円	販売価格 (税込) 円	カテゴリー
道後温泉本館	オリジナルタオル	152	220	入浴用品
	みかん石鹸	27	50	入浴用品
	シャンプー	22	50	入浴用品
	リンス	22	50	入浴用品
	レジ袋(小)	3	3	その他
	レジ袋(中)	3	3	その他
	カルチャーバック	28	30	その他
	オレンジジュース	116	150	飲料物
	ポカリスエット	98	140	飲料物
	水	106	140	飲料物
	貸タオル	15	50	レンタル商品
貸バスタオル	39	200	レンタル商品	
道後温泉別館飛鳥	タオル	385	600	入浴用品
	バスタオル	1,188	2,000	入浴用品
	ブラシ	21	70	入浴用品
	シャワーキャップ	8	30	入浴用品
	カミソリ	20	50	入浴用品
	オリジナルうちわ	204	300	入浴用品

乃湯泉	レジ袋 (小)	3	3	その他
	カルチャーバック	31	30	その他
	牛乳	86	140	飲料物
	コーヒー牛乳	86	140	飲料物
	フルーツ牛乳	86	140	飲料物
	飲むヨーグルト	108	160	飲料物
	三ツ矢サイダー	68	100	飲料物
	ポンジュース	116	140	飲料物
	ぞっこん水	153	170	飲料物
	コーラ	105	150	飲料物
	貸タオル	13	50	レンタル商品
貸バスタオル	36	200	レンタル商品	
椿の湯	みかん石鹸	24	50	入浴用品
	シャンプー	20	50	入浴用品
	コンディショナー	20	50	入浴用品
	歯ブラシ	11	30	入浴用品
	T字カミソリ	20	30	入浴用品
	長カミソリ	27	30	入浴用品
	レジ袋 (小)	3	3	その他
	貸タオル	13	50	レンタル商品

- ③ 委託料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき支払います。支払時期や額、方法は協定にて定めます。
- ④ 指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合の補填は行いません。
- ⑤ 指定管理業務に係る経費は、団体自体の他の経理（会計）とは区別した口座（指定管理業務専用口座）で管理してください。
- ⑥ 松山市又は指定管理者は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとします。松山市又は指定管理者が申出を受けた場合は、協議に応じなければなりません。変更の可否や変更金額等については、協議により決定します。

（4）指定管理料の上限

募集の際の管理費用の各年度の上限額は、以下のとおりとします。（消費税及び地方消費税含む。）

令和6年度 5億9,820万円

令和7年度 6億9,070万円

令和8年度 6億9,070万円

令和9年度 6億9,070万円

なお、松山市が示す下記の条件の人数を超える入浴客数（料金ベース）となった場合は、実績（入浴客数）から条件（下記に示す人数）を差し引いた人数に、下記に示す加算額を乗じた額を毎年度、指定管理料に加算することとします。

光熱水費は、下記に示す金額を見込んでいます。物価変動により、大きな金額の変動が発生した場合は、両者協議の上、指定管理料を変更するものとします。

(条件)

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度～9年度
道後温泉本館 階下	442,500	590,000
道後温泉本館 神の湯2階席	82,500	110,000
道後温泉本館 霊の湯2階席	50,250	67,000
道後温泉本館 霊の湯3階席	37,500	50,000
別館 飛鳥乃湯泉 1階浴室	215,000	215,000
別館 飛鳥乃湯泉 2階大広間	24,000	24,000
別館 飛鳥乃湯泉 2階個室	12,000	12,000
別館 飛鳥乃湯泉 特別浴室	5,000	5,000
椿の湯	243,000	243,000

(加算額)

(単位：円)

	加算額(1人あたり)	応接経費(1人当たり)
道後温泉本館 階下	100円	—
道後温泉本館 神の湯2階席	200円	150円
道後温泉本館 霊の湯2階席	300円	210円
道後温泉本館 霊の湯3階席	400円	210円
別館 飛鳥乃湯泉 1階浴室	100円	—
別館 飛鳥乃湯泉 2階大広間	200円	150円
別館 飛鳥乃湯泉 2階個室	300円	180円
別館 飛鳥乃湯泉 特別浴室	600円	330円
椿の湯	100円	—

※応接経費とは、お茶菓子料金、各コースに含まれるレンタル商品に係る経費を見込んでいます。

光熱水費(電気料金、ガス料金、上下水道料金)

(単位：千円)

	電気料金	ガス料金	上下水道料金	計
本館	9,671	885	61,643	72,199
飛鳥乃湯泉	10,778	6,586	35,326	52,690
椿の湯	8,981	6,586	5,389	20,956

※1年間の見込額です。

※電気料金について、道後温泉本館には、道後温泉駐車場・第二分湯場を含んでいます。(仕様書第4章2. 関係)

※電気料金について、椿の湯には、第一分湯場分、いこいの家分を含んでいます。(仕様書第4章2. 関係)

※上下水道料金及びガス料金について、椿の湯には、いこいの家分も含んでいます。(仕様書第4章2. 関係)

(5) 松山市と指定管理者の責任分担・費用分担

松山市と指定管理者の責任分担・費用分担は、次のとおりです。

項目	内容	松山市	指定管理者
管理運営業務の範囲に掲げる業務	「道後温泉本館等指定管理者管理運営業務仕様書」を参照		○
条例等の改正	使用料等の金額変更、使用料減免、供用時間変更等	○	

災害・事件・事故時における初期対応等	待機、防災対策準備（計画・訓練）、連絡体制確保、避難の誘導等、被害調査・報告、応急措置	(指示)	○
災害復旧	復旧工事等	○	
施設の大規模改修、修繕等	大規模改修や躯体維持に係る工事など	○	
	施設・設備に係る軽微な修繕(重要文化財)	○	
	施設・設備に係る軽微な修繕(重要文化財を除く)		○
備品（造り付け備品含む）・消耗品の修繕			○
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、やむを得ず、施設の維持、サービスの提供を継続できなくなった場合における維持管理経費の増額及び収入減	○	
天災等の不可抗力	天災時（暴風雨、洪水・高潮、地震、火災、その他の自然的事象）により、指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	○	
利用者や第三者への損害賠償	松山市の責に帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
松山市への損害賠償	指定管理者がその管理する施設を毀損し、又は滅失したときの損害(損害賠償のため管理業務に対する損害保険に加入すること)		○
原状回復	指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときの原状回復及び撤去費用等		○
苦情対応	指定管理業務に係る苦情対応		○
税制の変動	税制の変更に伴う経費の増	○	
光熱水費の変動	指定管理者の責に帰すべき事由以外による大幅な変動(電力会社は松山市が指定できることとする)		(協議)
その他	上記によるもの以外		(協議)

費用分担表

館	区分	項目	指定管理者	松山市
3館	物品	制服の指定		●
3館	物品	制服の準備（購入）	●	
3館	物品	制服以外の被服（作業着等）の準備（購入）	●	
3館	物品	入浴券（チケット）の指定		●
3館	物品	入浴券（チケット）の準備（購入）	●	
3館	物品	パンフレットの作成	●※1	
3館	物品	パンフレットの準備（購入）	●	
本館	工事	畳替え（又新殿除く）	●	
本館	工事	畳替え（又新殿）		●
飛鳥	工事	畳替え	●	
3館	物品	アメニティ（シャンプー・コンディショナー・石鹸（ボディーソープ））の指定		●

3館	物品	アメニティ（シャンプー・コンディショナー・石鹸（ボディーソープ））の購入	●	
3館	その他	建物等損害保険		●※2
本館	工事	重要文化財に係る工事		●
本館	工事	（重要文化財を除く）営繕工事	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
飛鳥	工事	営繕工事	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
椿	工事	営繕工事	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
3館	工事	大規模工事		●
3館	物品	接待にかかる消耗品（お茶、お茶菓子等）	●	
3館	その他	公式 HP の更新・維持管理経費	●	
3館	工事	消防設備の追加・修繕	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
3館	工事	防犯設備の追加・修繕	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
3館	工事	道後温泉駐車場機器の追加・修繕	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
3館	工事	道後温泉祝谷東駐車場機器の追加・修繕	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
本館	修繕	備品の修繕	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
飛鳥	修繕	備品の修繕	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
椿	修繕	備品の修繕	● おおむね 30 万円 未満	● おおむね 30 万円 以上
3館	工事 修繕	施設の原状回復（重要文化財を除く）	●	

※上記については両者協議のうえ変更できることとする。

※1：松山市の了承が必要

※2：条件の指定あり。指定管理者の責めに帰すものは除く。

（6）業務委託の制限

- ① 指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできません。ただし、事前に松山市の承諾を受けた場合に、管理運営業務の一部を第三者に委託することはできます。
- ② 使用料等の徴収・収納業務については、地方自治法施行令及び松山市財務会計規則等の規定に基づ

いて行っていただきますが、当該業務は第三者へ再委託することはできません。

- ③ 第三者を委託先とする場合、松山市内に本社（本店）がある事業者を最優先、支社（支店又は営業所）がある事業者を優先して委託先とすることを原則とします。ただし、松山市内事業者を委託先とすることが適当でない合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

※時間は24時間制で表記しています。

【お問い合わせ先】

松山市産業経済部道後温泉事務所（担当：三神・越智）

住 所：〒790-0842 松山市道後湯之町4-30

T E L：089-921-5141 F A X：089-934-3415

E-mail：dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp